

事業者目線の「行政手続きの簡素化」に関する取組実績(H29・H30・H31 予定)

No	簡素化の分類	取組開始年度	項目	説明	効果
1	申請書提供方法の充実	平成30年度	老人福祉施設に係る法手続の事業者等への周知 【ひとり1改革 取組成果】	・老人福祉施設(特別養護老人ホーム等)の変更等に係る法手続について、届出の遅延などの法手続の不備が発生していたので、各施設種別ごとに、必要な法手続一覧表(事由、提出時期、必要書類等)を作成し、全事業者及び市町に送付するとともに、介護保険課のHPIに法手続一覧表及び提出様式等を掲載したことにより、法手続の周知と適正化を図った。	事業者の提出書類作成の負担が軽減される
2	不要な添付書類の削減	平成30年度	検定・検査申請書の副本の廃止 【ひとり1改革 取組成果】	・特定計量器検定、基準器検査等を依頼する者からそれら申請書の提出を求めている。これらの申請書は、従来から、3部複写構成となっており、正副1部ずつを計量検定所宛て提出、残る1部は申請者控えとしていた。 ・提出書類に関し、正副1部ずつ提出のあった申請書のうち副本については、その必要性に乏しいことから、検定・検査申請者の負担軽減と当所の事務の簡素合理化を図るため、静岡県計量検定所検定申請書等取扱要領を改正し、副本を廃止し、正本のみの提出に改めた。	事業者の提出書類作成の負担が軽減される
3		平成30年度	下請負人通知書と施工体制台帳の全工事における二重作成の解消	・下請の契約状況を示す下請負人通知書と施工体制台帳の提出を求めているが、提出書類を簡素化し事務軽減を図るため、法律で義務付けられた施工体制台帳のみ提出とした。	事業者の提出書類作成の負担が軽減される
4	データベース構築による情報共有	平成29年度	道路情報便覧(DB)への登録による特殊車両の通行許可の迅速化	・物流の拡大、ドライバーの人手不足から、大型(特殊)車両が増加しているため、多くの市町の道路情報がデータベース(「道路情報便覧」)に登録されることにより、特殊車両の通行許可申請に対する市町の審査が迅速化されるように、道路情報便覧登録マニュアルを作成して、市町に配布している。	申請から許可までの日数が短縮されることが期待される。
5		平成30年度	道路管理事務の生産性向上～道路台帳のインターネット公開～ 【ひとり1改革 取組成果】	・道路台帳の閲覧や開示には、事業者は、事務所などの窓口を訪れる必要があったが、道路台帳をインターネット公開したことで、事業所でのパソコン閲覧が可能となった。 ※平成30年4月より道路現況平面図、同年11月より道路幅員図を公開	窓口への訪問や開示の手続きが必要なくなり、事業者の利便性が向上する。
6	申請のデジタル化	平成29年度	森林情報のオープンデータ化により、申請事務を省略化	・森林情報(個人情報除く)をオープンデータ化し、手続きなしで、県HPIにて森林情報をダウンロードできるようにした。	個人情報を含まない森林情報については、基本的に申請行為なしで取得できるので、業務期間の短縮が図られる。
7		平成30年度	使用承認申請を伴わない広報素材の電子データ提供による申請承認手続きの省略	・広報素材の著作権が県に帰属するものをホームページ上で公開し、使用申請手を不要とした。	使用申請及び広報物の校正の2段階の作業が短縮された。
8		平成31年度(予定)	静岡県設計書情報提供システムの導入	・年間2,000件を超える工事・業務委託の設計書の公文書開示請求について、インターネット上で申請受付・資料提供を行うシステムを導入する。	窓口に向かいに行っていた、申請に要する交通費、時間、費用が不要となり、加えて、手続き処理に要する期間が短縮される。
9		平成31年度(予定)	情報共有システムの導入	・工事施工中及び完成時に提出する書類について、インターネット上で授受するシステムを導入する。	窓口に向かいに行っていた、書類授受の移動に要する交通費、時間が不要となり、手続き処理に要する時間が短縮される。
10	補正期間の短縮(チェックリスト、Q&Aの作成によるミスの防止)	平成29年度	NPO法の改正に伴う手続の注意喚起	・平成28年6月公布のNPO法改正を受けてNPO法人が定款変更を行う場合の手続き等について注意点を整理し、ホームページで公開した。	定款変更手続に係る書類の不備の補正に要する時間が削減される。
11		平成30年度	土壌汚染対策関係手続きのリーフレット・パンフレットの作成と周知	・これまでの対応事例等を整理・活用し、制度周知用のリーフレットと、申請書の作成等について解説した手引書を作成した。 ・このリーフレット及び手引書を当センターのホームページに掲載し、常時間閲覧可能とした。また、将来的な申請事案の発生等に備え、関係事業者約130社に、順次リーフレットを配布し、市町の関連部署に、リーフレットの配架や案内等について協力依頼した。	①事業者の評価 関係事業者から、「リーフレットで制度の趣旨や申請・届出の要否が確認できた。」「手引書に従って申請書類をスムーズに作成することができた。」等の声が寄せられている。 ②時間短縮 ・申請1件あたりの窓口対応時間 60分短縮×15件/年=900分の短縮 ・その他相談等1件あたりの窓口対応時間 30分短縮×200件/年=6,000分の短縮

## 事業者目線の「行政手続きの簡素化」に関する取組実績(H29・H30・H31 予定)

No	簡素化の分類	取組開始年度	項目	説明	効果
12	補正期間の短縮(チェックリスト、Q&Aの作成によるミスの防止)	平成30年度	Q&Aの作成・配付による書類作成時間の削減	・新規県単事業のよくある質問について、Q&A形式で作成し、関係者に配付した。	申請者等関係者の書類作成時間の削減が図られた。
13		平成30年度	Q&Aの作成・配付による書類作成時間の削減	・経営所得安定対策のよくある質問について、Q&A形式で作成し、関係者に配付した。	申請者の書類作成の時間削減や書類修正の時間削減が図られた。
14		平成30年度	造林事業(獣害防護柵)の設計、施工の効率化、事業実施効果の向上	・事業者が柵の設計、施工が効率的かつ適切に行えるように設計、施工のチェックリストの作成を現在行っており、今年度中に施行する予定である。	設計、施工、申請書類の作成の効率化による時間短縮、施工する柵の設置効果の向上が期待される。
15	その他	平成30年度	働き方改革のための、「ウィークリースタンス」の実施	・受注者間協議において、「①休日明け日の期限不可」「②休前日の依頼不可」「③16時以降の打合せ不可」「④内容に見合った作業期間確保」「⑤ノー残業デーは時間外の依頼不可」を取り決めた。	突発的な業務依頼が無くなり、業務を計画的に実施できるため、深夜残業や休日出勤等が減少する。
16		平成30年度	浄化槽新規設置者講習会の市町をまたぐ受講	・受講対象者へは、新規に浄化槽を設置した市町の会場しか案内していなかったが、平成29年度から三島田地域の4市町に設置した者については、そのいずれかの市町で受講できるようにした。これにより受講者が増加したことから、平成30年度は沼津駿東・熱海伊東地域の7市町でも同様の取組を行い、出席機会を増やすようにした。	平成29年度の受講者の受講率18.5%のうち、他会場での受講率は約8%と4割が他会場での受講であり、効果があった。

### <対象事業の考え方>

段階	簡素化手法の具体例
①事前相談	・相談体制の充実(電話相談等による窓口の不要化) ・申請書類提供方法の充実(電子的提供など)
②申請準備	・記載項目等の見直し、不要な添付書類の削減 ・データベースの構築による情報共有、Excel様式への計算式の設定
③申請	・押印の不要化(自署のみで可とする等) ・申請のデジタル化
④書類審査	・審査期間の短縮(審査マニュアルの整備) ・補正期間の短縮(チェックリスト、Q&Aの作成によるミスの防止)
⑤処分決定	・処分決定期間の短縮(電子決裁による期間短縮)